

木津川市男女共同参画計画 事業一覧(平成26年4月現在)

資料 3

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・配慮した点	
							評価			評価	理由
基本目標I・人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり	(1) 男女の自由と平等を阻む意識・慣行の見直し	①男女平等意識醸成のための広報啓発活動の推進	1	各種講演会・講座等の開催	男女共同参画に関する理解を深め、男女平等意識を高めることを目的とする。内容は、男女共同参画に関する講演会、講座を開催。	人権推進課	A	男女共同参画講座及び講演会を開催した。25年度は、5回開催し、約966人が参加した。	男女共同参画に配慮した内容であったが、男性の参加が少ないと工夫が必要。開催方法や開催時期、周知方法を工夫して、参加人数を増やすことが必要。	A	①事業開催時には、男女別に参加人数を掌握した。 ②事業に男女双方が参加した。 ③男性女性双方に参加しやすい内容であった。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤男女共同参画に対する理解を深めることができた。
			2	男女共同参画週間における広報啓発事業の実施	国の定める男女共同参画週間に実施することにより、男女共同参画に関する理解を深め、男女平等意識を高めることを目的とする。内容は、各種事業を開催。	人権推進課	A	男女共同参画講座「男も女もしなやかに力強く輝いて～パワフル奥さん人生自分流～」を開催。広報誌への掲載。男女共同参画啓発パネルの展示及びパンフレット・啓発物品の配布。全国一斉「男女共同参画週間」実施期間における街頭啓発活動の実施	男女共同参画に対する意識の向上、講座、講演会の開催により、理解を深め、意識の向上に努める。	A	①事業開催時には、男女別に参加人数を掌握した。 ②事業に男女双方が参加した。 ③男性も参加しやすいように講座の内容を考えた。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤男女共同参画に対する理解を深めることができた。
			3	広報誌やホームページ等を活用した定期的な啓発活動の実施	男女共同参画について広報・啓発する	人権推進課	A	男女共同参画週間等の強調期間に広報した。	広報やHPを活用し、定期的に啓発活動を行う。	A	③男女双方にとって読みやすいように配慮した。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤男女共同参画に対する理解を深めることができた。
			4-1	人権尊重のまちづくりの推進	家庭・職場における男女の性別による役割分担意識をなくす取り組み。	人権推進課	A	男女共同参画に関する理解を深めるため、広報啓発を行う。	今後も引き続き、広報やHPを活用し、男女の性別による役割分担意識をなくす啓発活動を行う。	A	③男女双方にとって読みやすいように配慮した。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤男女共同参画に対する理解を深めることができた。
			4-2	人権尊重のまちづくりの推進	該当事業なし	管理課	C	なし。	現在、管理課として所管する業務の中には該当するものがない。		
			4-3	人権尊重のまちづくりの推進		全課					
	(2) 男女共同参画の視点に立ったメディア表現の理解と活用の促進	② 男女共同参画の視点に立ったメディア表現の理解と活用の促進	5	「表現の手引き」の活用の推進	表現の手引きを活用してもらうように関係機関に周知する	人権推進課	B	女性センターロビーに配架している。	市民が集う場や会合の場での配布により、家族や地域で男女共同参画への意識・理解を深める取り組みを実施する。	B	③男性女性双方にとって活用しやすいように配慮した。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤男女共同参画に対する理解を深めることができる内容であった。
			6-1	男女共同参画の視点に立った広報出版物の発行	男女共同参画の視点に立った広報を行う。	人権推進課	A	広報出版物には、男女共同参画の視点に立った言葉を用いた。	今後、独自出版物の発行に努める。	A	③男女双方にとって読みやすいように配慮した ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤男女共同参画に対する理解を深めることができた。
			6-2	男女共同参画の視点に立った広報出版物の発行	母子・成人・その他の年間事業において、毎年「保健だより」の発行と必要な事業についての広報周知を図る。	健康推進課	A	「保健だより」を発行した。 各事業についての必要な広報周知・個別通知に努めた。	各事業について、簡潔明瞭及びタイムリーに掲載していくようにする。	A	

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた 課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・ 配慮した点	
							評価			評価	理由
③ 職員の男女共同参画に関する意識の向上	6-3 男女共同参画の視点に立った広報出版物の発行	6-3 男女共同参画の視点に立った広報出版物の発行	広報きづがわを毎月発刊し、市政の基本方針、重要施策、啓発事項、行催事、その他のお知らせ等を市民に提供している。	学研企画課	A	広報きづがわを毎月(12号／年)発行	広報きづがわを継続して発行していく予定。	A	②基本的には、性差が生じない事業ではあるが、記事の読者によって ③男女双方にとって講読しやすいようレイアウト等配慮している。		
		6-4 男女共同参画の視点に立った広報出版物の発行	市農業委員会活動並びに市農業の活動事例を広報するため、毎年度、市農業委員会だよりを発行している。	農政課	A	平成25年度内に1回、市農業委員会だよりを発行し、全戸配布した。	引き続き毎年度、市農業委員会だよりを発行していきたい。		②広報編集委員会(男女農業委員が参画)において掲載記事について討議した。		
	6-5 男女共同参画の視点に立った広報出版物の発行	男女共同参画の視点に立った広報出版物の発行	該当事業なし	管理課	C	なし。	今後、研修の機会があれば積極的に参加を促す。	A	○環境整備はなされてきたが、多様な就労形態等のニーズに対応できる介護サービスの充実までには及んでいないのが現状。また、ケアプランについては就労支援のために介護サービスを充実させるのではなく、要介護者(要支援者)の自立を支援するために介護サービスがあると考えるべきである。○介護給付適正化への取り組み。○介護保険法令どおり(方向性の理由については、介護保険制度のため)		
		男女共同参画の視点に立った広報出版物の発行	人口構造の激変、家族構成の変容、病気構造の変化、女性の職場進出、家族の介護力の弱体化、医療保険の財政危機などが、「介護疲れによる高齢者虐待」「老老介護」「介護離職」などの社会問題を生み出した。これらを背景に「介護休業制度の法制化」(h11.4)や「介護保険法の施行」(h12.4)による在宅介護のための環境整備がなされてきた。	高齢介護課	A	○3年を1期として「介護保険事業計画」を策定し、介護保険事業の実施(要介護認定、保険給付、第1号被保険者の保険料の賦課・徴収等)、介護サービスの基盤整備、費用の負担を行う。					
		7 メディアを正しく読み解く能力(メディア・リテラシー)を向上するための学習機会の提供	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力を高めるための講座を開催する。	人権推進課	C	特になし	メディア・リテラシーを題材に講座を開催することが難しい。学習機会の提供方法を工夫していく。				
		8-1 男女共同参画に関する研修等の定期的な実施・啓発	職員の資質向上、能力開発及び健康の保持増進等に資するため研修を実施する。 男女共同参画に関する理解を深め、男女平等意識を高めることを目的とする。内容は、男女共同参画に関する講演会、講座を開催。	人事秘書課	A	講演会実施 実施日時:H25年10月25日(金)午後1次30分から午後4時30分 講演:「中高年からのパートナーシップ～共に依存しない生き方を目指して～」 講師:石藏 文信 氏(医師:大阪樟蔭女子大学教授)	業務時間内に、より多くの職員に研修に参加してもらうには、同一内容の件数を複数回行う必要があり、会場確保や(外部)講師の費用の問題もあるので、全体研修として実施することが難しい。受講者が研修により理解を深め、職場にフィードバックすることが望ましいが、まずは、受講者自身が現状の把握・課題を認識できるような研修を行っていく必要がある。		①事業開催時には、男女別に参加人数を掌握した。 ②事業に男女双方が参加した。 ③男性女性双方に参加しやすい内容であった。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤男女共同参画に対する理解を深めることができた。		
		8-2 男女共同参画に関する研修等の定期的な実施・啓発	職員の男女共同参画に関する意識向上のための研修・啓発等	人権推進課	A	大阪樟蔭大学教授を講師に招き、男女共同参画講演会「中高年からのパートナーシップ～共に依存しない生き方を目指して～」を市民及び市役所職員を対象に実施した。 ワーク・ライフ・バランス、男女が依存しあう関係より、ともに自立し助け合う男女共同△後援会。 講義の後、グループ討議で、意見を出し合った。	職員の意識向上を図る研修を実施していく。				
	9 木津川市男女共同参画推進会議の定期的な開催	木津川市男女共同参画計画の実施について相互の調整を行い総合的かつ効果的な計画の推進を図るために会議を開催する。	人権推進課	C	諮問する案件がなかったため、開催していない。	必要に応じ開催していく。	A	②男女双方の意見を聞いた。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤効果が男女それぞれに及んだ。			
	10 男女共同参画に関する調査・研究	男女共同参画に関する状況把握をするため、調査・研究を行う。	人権推進課	A	男女共同参画に関する施策の推進状況調査を実施。	男女共同参画に関する施策の推進状況調査を、毎年実施する。 また、市民・行政職員・事業者にも実施できるように取り組む。					

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた 課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・ 配慮した点	
							評価			評価	理由
(2)男女共同参画を推進する教育・学習の充実	①学校・幼稚園・保育園における男女平等教育の推進		11	男女共同参画に関する情報の収集及び提供	男女共同参画に関する情報を取り寄せ、市民等にも提供する。	人権推進課	A	男女共同参画に関する図書及び京都府等の資料を配架及び配付した	提供方法について工夫する。今後も引き続き取り組む。	A	③男女双方にとって利用しやすいように配慮した ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。
			12	各委員会・審議会における委員の男女構成比の状況に関する定期的な調査の実施	男女共同参画社会の実現に向け、各委員会・審議会における委員の男女構成比の状況に関する定期的な調査を実施する	人権推進課	A	各委員会・審議会における男女構成比の調査を実施した。	各委員会・審議会における男女構成比の調査については、今後も毎年実施する。	A	①事業の対象となる人や現状を男女別に把握した。 ②男女双方の意見を聞いた。 ⑤事業の効果が男女それぞれに及ぶことができた。
			13	男女共同参画の推進に関する苦情処理・相談体制の充実	男女共同参画の推進に関する苦情や意見については、関係機関と連携しながら、市民の立場に立って相談に応じ、苦情などについても適切に対応する。	人権推進課	A	男女共同参画推進条例及び条例施行規則において、適切な処理について定めているが、特に苦情や意見はなかった。	苦情や意見を寄せられた場合は、適切に対応する。	A	
			14-1	人権の尊重、男女平等、相互協力・理解についての教育・保育の推進	性別にかかわらず、ひとりひとりを思いやれる心を育て、人権教育に結び付ける。	子育て支援課	A	呼称等性別により区別しない保育の実施。	現取組のさらなる推進。	A	⑤性別にかかわらず児童の受入を行っている。
			14-2	人権の尊重、男女平等、相互協力・理解についての教育・保育の推進	教師と子どもとの信頼関係の基盤を作り、人とのかかわりを深める中で一人一人の良さが發揮でき認められる場である環境を作るとともに、それぞれの違いを認め個に応じた指導をする中で、多様な感情を体験し人とかかわる力を養う。	学校教育課(相楽幼稚園)	A	教師との信頼関係のもと、安定した気持ちの中で先生や友達と過ごす喜びが味わい、共同性を育む遊びや生活ができる環境を整え、広げていけるように援助し楽しく生活できるようにしてきた。	今後も児童と信頼関係を築いていき、子ども一人一人の個性や特性を認め合える保育を充実し、すべての児童にとって居場所があり存在感が感じられるようなジェンダー・フリーの保育教育に努める。	A	④集団生活を通して、自分から友達にかかわろうとする姿がでてきたり、取組に対して友達と協力したり、意欲的に行動をしようとする態度が身についてきている。
			14-3	人権の尊重、男女平等、相互協力・理解についての教育・保育の推進	男女平等等、相互協力の理解を養うと共に実践する力を身につけることを目的とする。	学校教育課	A	道徳の時間やあらゆる教育活動を通して、人権教育の一環として各学校の授業等で取り組んだ。	今後においても、児童・生徒一人一人を大切にした教育の推進を図る。	A	②男女双方が参加した。 ⑤効果が男女それぞれに及ぶことができた
			15-1	性別にかかわりなく、個性と能力が生かせる教育・生活指導及び進路指導の推進	性別にかかわらず、ひとりひとりを思いやれる心を育て、人権教育に結び付ける。	子育て支援課	A	絵本の読み聞かせや自然観察等で命の大切さについて学び、他者を思いやる心を育てる	現取組のさらなる推進	A	⑤性別にかかわらず児童を保育している。
			15-2	性別にかかわりなく、個性と能力が生かせる教育・生活指導及び進路指導の推進	豊かな活動を通して生命を尊重する心や他者への思いやりの心を育む人権教育を進める。	学校教育課(相楽幼稚園)	A	身近な自然や動植物に触れることにより豊かな心情を培い、命の大切さに気付くことができるようにしてきた。また、集団生活を通して他者の存在に気付き時にはぶつかり合う等の葛藤を繰り返し、自分と相手の違いや個性を認め、相手を尊重する気持ちをもって行動できるように指導してきた。	今後も様々な活動の中で友達や異年齢の関わりと多く持たせるようにし、喜びや感動を共有する経験を多く持たせ、相手の気持ちに気付いたり相手の立場で考える経験をもつことが出来るようにしていく。	A	⑤様々な友達とのかかわりをもつ中で、相手の気持ちに気付いたり相手の立場で考えることが出来た。
			15-3	性別にかかわりなく、個性と能力が生かせる教育・生活指導及び進路指導の推進	個々の能力を把握し、適切な進路指導を行うことを目的とする。	学校教育課	A	個々の児童生徒に応じたきめこまか指導として、担任及び進路主任による個々に応じた希望進路の実現にむけ相談を行った。	今後も担任及び進路主任による、個々に応じた進路相談を行っていく。	A	①現状を男女別に把握した
		16-1	教育関係者・保護者に対する男女共同参画意識醸成のための啓発	保護者(父・母)共同の保育に取り組む。	子育て支援課	A	父母ともに参加可能な行事等を実施することにより、子育てについて関心を持ち、保育に対する理解を促す。	現取組のさらなる推進。	A	③性別にかかわらず保護者が参加可能な行事を実施した。	

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた 課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・ 配慮した点	
							評価			評価	理由
①地域社会における男女平等意識の醸成	②家庭における男女平等意識の醸成	16-2	教育関係者・保護者に対する男女共同参画意識醸成のための啓発	地域の人々など、自分の生活に關係の深い様々な人々に親しみのもてる教育を進める。また、保護者への人権意識高揚のため啓発活動を進め幼稚園における総合的な子育てを支援する。	学校教育課（相楽幼稚園）	A	各園それぞれに地域の方々との触れ合う機会をもつことができ、共に楽しみ共感しあう体験を通して人とかかわることの楽しさや親しみをもつことができるようしてきた。	今後も様々な人とかかわりを深め家族以外の人にも支えられている事が感じられるようにしていく。また、保護者の立場に立った子育て支援の推進を図りつつ、子ども達の園での様子を保護者に伝え保護者自身にも人を思う心を育てていけるように啓発していく。	A	④家庭や社会の状況など幼児を取り巻く背景を把握するとともに、目指す幼児像や方針などを職員間で再確認し保護者への啓発が、できた。	
	③地域における男女平等意識の醸成	16-3	教育関係者・保護者に対する男女共同参画意識醸成のための啓発	人権に関する研究や啓発、研修会等を行うために市立小中学校の教職員等で組織している人権教育研究会に補助を行った。	学校教育課	A	市人権教育研究会に補助を行い、研究会を通して男女共同参画意識啓発に努めた。	今後も市人権教育研究会に対して支援を行い、研究会を通して男女共同参画の啓発を推進していく。	B	②男女双方が参加した。 ⑤男女共同参画に対する理解を深めることができた。	
	④生涯学習における男女平等教育の推進	17-1	家庭教育に関する学習機会の提供・啓発	家庭における男女共同参画に関する啓発や学習の提供を行う	人権推進課	B	広報紙への掲載やHPを通じ、男女共同参画に関する広報・啓発事業を行った。	広報紙への掲載やHPにより、家庭での学習機会の提供・啓発を行う。	A	①男女別に現状を掌握した。 ②男女双方に配慮した。 ③男女双方にとって読みやすいように配慮した ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤男女共同参画に対する理解を深めた。	
	⑤労働市場における男女平等意識の醸成	17-2	家庭教育に関する学習機会の提供・啓発	該当事業なし	社会教育課						
	⑥男女共同参画の視点から工夫した点・配慮した点	18-1	地域・団体・PTA等に対する学習機会の提供・啓発	地域における男女平等意識の醸成を目的とし、地域や各団体等において、学習機会を提供、啓発する。	人権推進課	C	実施できなかった。	地域や各団体等において学習できる体制づくりを行う。	C		
	⑦男女共同参画に対する理解を深め、より多くの人が参画する環境づくり	18-2	地域・団体・PTA等に対する学習機会の提供・啓発	該当事業なし	社会教育課						
	⑧男女共同参画に対する理解を深め、より多くの人が参画する環境づくり	19	生涯学習情報の提供及び学習機会の充実	生涯学習推進計画の策定	社会教育課	A	生涯学習推進計画策定委員会を開催し、年度内に計画を策定した。	計画内容の実践	B		
	⑨男女共同参画に対する理解を深め、より多くの人が参画する環境づくり	20	女性のエンパワーメントのための学習機会の充実	生涯学習への参加を促進し、交流と学習を深める。	社会教育課	B	女性の会として講座開催、研修会への参加。	女性の会として各機会への女性の関わりとしての取組を実施されている。今後はエンパワーメントに関する理解を深めながらの取組の工夫が必要である。	C		
	⑩男女共同参画に対する理解を深め、より多くの人が参画する環境づくり	21	誰もが参加できるための工夫(開催曜日や時間の配慮、手話通訳等障害のある人への配慮及び保育ルームの開設等)	生涯にわたって、男女平等教育の学習内容を充実する。	人権推進課	A	開催曜日の配慮や保育ルームを設けた。	誰もが参加しやすい環境づくりを進める。	A	①事業開催時には、男女別に参加人数を掌握した。 ②事業に男女双方が参加した。 ③男女双方にとって利用しやすいように配慮した ⑤事業の効果が男女それぞれに及ぶことができた。	

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた 課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・ 配慮した点	
							評価			評価	理由
(3)あらゆる暴力の根絶	(1)あらゆる暴力を根絶するための広報啓発活動の推進	22	DV防止啓発期間等における広報啓発事業の実施	あらゆる暴力の根絶を目的とし、DV防止啓発期間等における効果的な広報啓発活動の推進を図る。	人権推進課	A	DVに関する情報のパネル展示や、リーフレット・パンフレット等を窓口に配架し、市民へ周知をした。また、DV防止啓発期間中に大型店舗において街頭啓発活動の実施をし、市民へ周知を行った。広報やHPを活用し、市民へ啓発をした。		引き続きパネル展示・街頭啓発等広報活動を行い、市民へ周知していく。また、市民参加の講演会を実施し、理解を深めていく。	A	②事業に男女双方が参加した。 ③男女双方にとって利用しやすいように配慮した ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤事業の効果が男女それぞれに及ぶことができた。
									③男女双方にとって読みやすいように配慮した。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤事業の効果が男女それぞれに及ぶことができた。		
	(2)DV被害者等の保護と支援体制の充実	24-1	DV等に関する府内関係機関との連携・支援体制の整備	DV被害者等の保護と支援体制の充実のため府内関係各課と連携し体制を整える	人権推進課	A	平成24年2月に「DV防止対応マニュアル」を作成し、関係各課及び関係機関と連携を図る体制、またケース会議等を開催する体制を整えた。		市や警察・京都府家庭支援総合センター・南部家庭支援センター等の関係団体によるDV相談ネットワーク体制を整える。	A	④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容である。 ⑤事業効果が男女それぞれに及ぶことができる。
									④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容である。 ⑤事業効果が男女それぞれに及ぶことができる。		
	25-1 DV等に関する職員及び相談員等の研修の充実				人事秘書課	C			ハラスメントだけでなく、コンプライアンスやメンタルヘルスといった研修と併せて実施したい。	C	
									②事業に男女双方が参加した。 ③男女双方が参加しやすいように配慮した。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤事業の効果が男女それぞれに及ぶことができた。		
	25-2 DV等に関する職員及び相談員等の研修の充実			DV被害者に対する支援を目的とし、職員及び相談員等の研修を充実する。	人権推進課	B	DV防止啓発講座の開催ができなかつた。相談員については、京都府等の研修に参加した。		職員を対象としたDV防止啓発研修の開催及び、相談員については、京都府等の研修に積極的に参加する。	A	④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤事業の効果は男女それぞれに及ぶことができた。
									④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤事業の効果は男女それぞれに及ぶことができた。		
	26-1 京都府、警察署等の関係機関との連携強化			DV被害者に対する支援を目的とし、京都府、警察署等の関係機関との連携を強化する。	人権推進課	A	DV被害者支援のため、京都府・警察と連携を行った。		DV被害者支援のため、京都府・警察等の関係機関との連携を強化していく。	A	④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤事業の効果は男女それぞれに及ぶことができた。
									④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤事業の効果は男女それぞれに及ぶことができた。		
	27-1 DV等に関する相談体制の充実と相談窓口の周知			DV被害者の支援のための相談体制の充実と相談窓口の周知	人権推進課	A	DV被害者の支援のための相談体制の充実と相談窓口の周知。 子育て支援課や社会福祉課、高齢介護か、健康推進課など関係各課との連携による相談体制を充実。		引き続き、DV被害者の支援のための相談体制の充実と相談窓口の周知。 関係各課との連携による相談体制の充実を図る。 女性法律相談所の開設。	A	④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤男女共同参画に対する理解を深めることができた。
									④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤男女共同参画に対する理解を深めることができた。		

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・配慮した点	
							評価			評価	理由
③セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進			27-2	DV等に関する相談体制の充実と相談窓口の周知	市民からの相談に応じ、京都弁護士会が実施又は委託を受けて行う法律相談について案内する。	総務課	A	相談窓口の案内など事業実施体制は整っており、また、市としても無料法律相談を平成26年2月7日に市役所会議室で開催するなど相談の機会を設けた。なお、平成25年度において市民からのDV被害に関する相談は無かった。	市民からDV被害に関する相談が寄せられた際には、適切に相談窓口を案内する。	B	
			28-1	DV被害者等の保護の推進	住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護のための措置	市民年金課	A	支援措置に基づき、平成25年度中は最大26件の支援措置を行った。また、25年度は13件の新規支援者の受付を行った。	支援措置の申出者数がかなりの勢いで増加している。また、総務省等の上位機関からの通達等も度々発出されており、それを遵守すると共に関係する部署にも情報共有する。他市町村において、住民基本台帳事務における支援措置申出者の個人情報が、他課の対応から加害者に渡ってしまう事例がマスコミ報道されている。木津川市でも、そのような事が起こることが無いように対応を徹底していくことが必要かと思われる。	D	
			28-2	DV被害者等の保護の推進	DV被害者などへの保護の推進	人権推進課	A	DV被害者保護のため京都府・警察、また関係各課と連携し適切な対応をした。	今後も関係機関と連携し、DV被害者保護のため適切な対応を行う。	A	④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤事業の効果が男女それぞれに及んだ。
			28-3	DV被害者等の保護の推進		関係各課					
			29-1	DV被害者等の自立支援	DV被害者等の自立を支援する。	人権推進課	B	京都府と連携し、DV被害者の自立を支援した。	京都府や関係各課と連携しつつ、更にDV被害者の自立を支援する。	A	④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤事業の効果が男女それぞれに及ぶことができた。
			29-2	DV被害者等の自立支援	該当事業なし	社会福祉課					
			29-3	DV被害者等の自立支援	DVにより夫等から逃げるため、シェルターで一時保護した際に、今後の母子の生活を安定させ自立を目指すため、母子自立支援施設に入所措置を行う。	子育て支援課	A	2世帯がシェルターで一時保護され、それぞれ母子自立支援施設に入所した。	子育て支援課では入所措置に関する事務を行うが、DVに関わることなので人権推進課との連携が必要である。	A	母子自立支援施設に入所することで、母子の生活の安定を図った。
			30	DV被害者等の市営住宅の優先入居	配偶者からの暴力の防止、被害者の保護を図るため	建設課	A	優先の入居はないが、市営住宅募集申込の際に、DV被害者(加害者に対して保護命令が出されているDV被害者)であれば、単身での申し込みが可能	入居実績無 今後も継続していく	A	④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。
			31	DV等発生予防・再発防止のための啓発・情報提供	DV被害者等の保護と支援体制の充実を目的として、DV等発生予防・再発防止のための啓発及び情報提供をする	人権推進課	A	リーフレットを作成し、発生予防・再発防止・通報のための啓発を行った。	今後も啓発リーフレットやチラシ等の発行により、DV等の発生予防・再発防止のための啓発や周知及び情報提供を行う。	A	④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤事業の効果が男女それぞれに及ぶことができた。
			32-1	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発及び研修会等の開催		人事秘書課	C		ハラスメントだけでなく、コンプライアンスやメンタルヘルスといった研修と併せて実施したい。	C	

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた 課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・ 配慮した点		
							評価			評価	理由	
④ 防犯に配慮した安心・安全な環境の整備	②セクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発及び研修会等の開催	32-2	セクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発及び研修会等の開催	セクシャル・ハラスメント防止のための学習会・研修会を開催する	人権推進課	B	京都府等が開催する研修会等への参加を呼びかけた。	市職員及び事業者への学習会・研修会の実施の呼びかけが必要。	B	②事業に男女双方が参加した。 ③男性女性双方に参加しやすい内容であった。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤効果が男女それぞれに及んだ。		
		32-3	セクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発及び研修会等の開催	該当事業なし	観光商工課				B			
	④ 防犯に配慮した安心・安全な環境の整備	33	警察署等との連携による地域防犯対策の推進	防犯活動・啓発を実施していくことで、防犯意識が高まり、犯罪被害を減少させていくことを目的とする。関係機関等と十分な連絡・連携を図り、街頭啓発事業を実施する。	危機管理課	A	JR木津駅での啓発や、落書き消し等、街頭啓発を行った。	引き続き、警察署等、関係機関との連携を強化し、街頭啓発事業を実施する。	B	⑤地域住民に対し、防犯啓発を実施するため。		
	34-1	地域パトロール等防犯のための取組の推進	市民に対し、防犯活動を実施していくことで、防犯意識が高まり、犯罪被害を減らすことを目的とする。青色防犯パトロールの実施により、地域の防犯意識を高める。	危機管理課	B	児童の通学帰宅時間等に、青色防犯パトロールを実施し、地域の防犯意識の向上、児童の安全な通学に努める。	パトロールの実施について、継続的に回数を増やしていく必要がある。	B	⑤子供たちの安全を守るため、防犯パトロールを実施。			
	34-2	地域パトロール等防犯のための取組の推進	110番通報システムを継続して設置することで、児童の安心安全な環境を整備する。	子育て支援課	A	全児童クラブに設置しており、一部の児童クラブで機械警備会社の変更があったため、取替え工事を行った。緊急事態が発生した場合はボタンを押すことで、すぐに京都府警察署に通報することができる。		B				
	34-3	地域パトロール等防犯のための取組の推進	地域・学校・家庭が連携を密にし、安心して暮らせる町づくりを目的とする。	学校教育課	A	小学校下校時刻に合わせ、青色パトロールを実施した。また、加茂地域においては、KSSV(木津川市スクールセイフティーボランティア)通信の記事を作成し、配布をおこなった。	今後も引き続き青色パトロールを行っていく。また、地域による児童・生徒の安全の見守り活動を支援する。	B	⑤事業の効果が男女それぞれに及ぶことができた			
	34-4	地域パトロール等防犯のための取組の推進	青少年育成委員による地域パトロールを実施。	社会教育課	A	夏季夜間非行防止パトロール、夏祭りパトロール。	青少年育成委員による非行防止パトロールの継続。	B	⑤パトロールには性別関係なく取組んでいただき、男女共同参画に対する理解を深めることができた。			
	35	道路照明灯の整備	夜間の街を明るくすることにより、防犯を防止し、安全な市民生活に資する。地元地域からの要望に応じて、夜間時に暗い箇所に防犯灯を新設及び当該防犯灯に関する維持管理。	危機管理課	A	新設48基、移設15基、撤去4基、球交換133件、器具交換58件、その他30件	都市化への進展、市民生活24時間化等に伴い、犯罪の増加が懸念されることから、地域住民の安全確保に対する要望は増大することが予想されるが、要望箇所における現場確認作業を引き続き実施していく、防犯灯設置の是非を検討していく。 H26年度に城山台地域の新設を実施	A	⑤			
基本目標Ⅱ・男女がともに	(1)働く場での男女共同参画の促進	①雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	36-1	「男女雇用機会均等法」、「労働関係法令」や制度の周知・啓発	労働に関する基本的権利等の周知・啓発を目的とし、男女雇用機会均等法、労働関係法令や制度の周知・啓発を行う	人権推進課	B	京都府等が作成するリーフレット等の配布。	引き続き、関係機関と連携し周知・啓発を行う。	B	④内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤効果は、男女それぞれに及んだ	
			36-2	「男女雇用機会均等法」、「労働関係法令」や制度の周知・啓発	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。	観光商工課	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等の配布	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。	A		
			37-1	母性保護等に関する法律等の周知・啓発	母性保護等に関する雇用の周知・啓発を図る	人権推進課	C	周知・啓発できなかった。	広報での啓発や関係機関と連携し周知・啓発を行う。	C		

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた 課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・ 配慮した点	
							評価			評価	理由
いきいきと働ける環境づくり	①母性保護等に関する法律等の周知・啓発	37-2	母性保護等に関する法律等の周知・啓発	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。	観光商工課	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等の配布	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。	A		
		38-1	企業等に対する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の周知・啓発	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進を目的とし、企業等に対する積極的改善措置の実施に向けた啓発活動の推進を図る。	人権推進課	C	実施できなかった。	企業向けにリーフレットなどによる周知・啓発を行う。	C		
		38-2	企業等に対する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の周知・啓発	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。	観光商工課	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等の配布	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。	A		
	②女性の能力開発等の支援	39	パソコン、コミュニケーション能力開発講座等の開催	女性の就業能力の開発支援を目的とし、パソコン、コミュニケーション能力開発講座等を開催する	人権推進課	A	MOS資格取得講座を開催。講座受講後に、就職活動状況アンケートを実施し、就職活動・就職決定の把握をした。	引き続き女性の就業能力開発支援のための講座を開催し、就職への支援を行う。	A	①事業開催時には、男女別に参加人数を掌握した。 ②事業に男女双方が参加した。 ③男性も参加しやすいように休日に開催した。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。	
		40-1	起業のための情報提供等の支援	女性の就業能力の開発支援を目的とし、起業のための情報の提供等の支援を行う。	人権推進課	B	京都府主催の起業講座の情報を配架し、周知を図る。	引き続き、情報提供を行う。	B	⑤事業の効果が男女それぞれに及ぶことができた。	
		40-2	起業のための情報提供等の支援	京都労働局及び京都ジョブパーク等が作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。	観光商工課	A	京都労働局及び京都ジョブパーク等が作成するリーフレット等の配布	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。	A		
	③女性に対する就業情報の提供・相談業務等の充実	41	再就職準備セミナーの開催	働く女性への情報提供・相談実務の充実を目的とし、就業支援講座を開催する。	人権推進課	A	木津川市管内の労働市場の状況について、働くための身近な法律、ビジネスマナー、面接トレーニング、マイク等の就業支援講座を開催。講座受講後に、就職活動状況アンケートを実施し、就職活動・就職決定の把握をした。託児を設け、子育て女性が受講しやすい体制としている。	今後も女性への就労支援として就業支援講座を開催する。	A	①事業開催時には、男女別に参加人数を掌握した。 ②女性の就業支援事業に女性が参加した。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤男女共同参画に対する理解を深めることができた。	
		42	関係機関との連携による相談業務の推進	女性に対する就業情報提供・相談業務の充実を目的とし、相談業務の推進を図る	人権推進課	A	就業相談、パワハラ相談業務を実施した。	相談業務を充実する。女性法律相談所の開設。	A	①女性対象者を把握した。 ②女性の参加である。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。	
		43-1	就職情報や就業支援に関する情報の提供	女性に対する就業情報提供・相談業務の充実を目的とし、ハローワークの就職情報や就業支援に関する情報を提供する	人権推進課	A	女性センターにハローワーク求人情報を掲示し情報提供した。また、労働局や京都府の情報を提供した。	今後も引き続き情報提供に努める。	A	①女性対象者を把握した。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。	
	④農業・商工業等における働きやすい環境づくり	43-2	就職情報や就業支援に関する情報の提供	京都労働局及び京都ジョブパーク等が作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。	観光商工課	A	京都労働局及び京都ジョブパーク等が作成するリーフレット等の配布	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。	A		
		44-1	農業委員会及び商工会役員等への女性の登用促進	関係団体の女性役員登用。	観光商工課	A	商工会については、その活動に対して助成は行っているものの、役員人事等に関する権限は、本市にはない。	商工会については、その活動に対して助成は行っているものの、役員人事等に関する権限は、本市にはない。	D		

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた 課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・ 配慮した点	
							評価			評価	理由
(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	①企業等における両立支援の取組の促進	境づくり	44-2	農業委員会及び商工会役員等への女性の登用促進	木津川市農業委員会委員として女性農業委員を2名登用している(木津川市議会推薦委員)。	農政課	A	合併前も含めて、新市誕生以降も継続的に市議会推薦委員として女性農業委員を登用している。	今後も女性農業委員の登用に努めていきたい。	A	①農業委員会総会開催時に出席者(男女別)を把握。 ②総会において農業委員(男女)への意見聴取、回答がなされた。 ⑤総会において議論された事項が農業委員会活動に反映された。
			45-1	女性の労働に対する適正な評価のための啓発	該当事業なし	観光商工課					
			45-2	女性の労働に対する適正な評価のための啓発	農業女性団体が実施する研修等への市担当職員の参加。	農政課	A	農業女性団体が実施する研修等への市担当職員の参加。	引き続き人的な支援を行う。	A	⑤参加者(男女農業者)の今後の農業経営に際して有意義な研修を行うことができた。
			46-1	女性の経営や方針決定過程への参画促進のための学習機会や情報の提供	該当事業なし	観光商工課					
			46-2	女性の経営や方針決定過程への参画促進のための学習機会や情報の提供	京力農場プラン策定に係る地元検討委員会への女性の参画。	農政課	A	京力農場プラン策定に係る地元検討委員会に、女性農業士、女性農業委員、地元女性農業者等、3割以上の女性が参画した。	引き続き、京力農場プラン策定に係る地元検討委員会に対して、女性農業士、女性農業委員、地元女性農業者等の女性の参画を推進していく。	A	④男女それぞれの意見をプランに反映させることができた。
			47	女性の生産活動を促進する直売所等の充実の支援	朝市・直売所活動の普及啓発。	農政課	A	京都府山城広域振興局ホームページ(やましろ地域直売所コーナー)への記事掲載を行なっている。また、府等が実施する農業関連イベントへの参加斡旋を行なっている。	新たな活動団体の掘り起しが課題である。今後も引き続き、直売所等への普及啓発に努める。	A	②府ホームページ掲載にあたり、関係農業者(男女農業者)に幅広く意見を求めた。また、農業関連イベントへの参加斡旋を行なった。
			48	家族経営協定締結・女性農業士等の認定促進に関する啓発	市として女性農業士として相応しい人物を府に対して推薦している(選任は京都府)。	農政課	A	現在2名の女性農業士を推薦し、京都府に選任いただいている。	今後、新たに女性農業士として相応しい人物がいれば推举していく。	A	①女性農業士として相応しい人材であるか、現状を把握の上推薦した。 ②女性農業士、指導農業士、青年農業士が連携し、山城地域における男女農業者が共同参画する事業(講演会・研修会)が実施された。
			49-1	育児休業や介護休業等制度利用促進のための周知・啓発	企業等における両立支援の取組の促進を目的とし、育児休業や介護休業など制度利用促進のための啓発を行う	人権推進課	C	実施できなかった	リーフレット等により、企業に向けた周知・啓発を行う。	C	
(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	①企業等における両立支援の取組の促進	49-2	育児休業や介護休業等制度利用促進のための周知・啓発	京都労働局及び京都ジョブパーク等が作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。	観光商工課	A	京都労働局及び京都ジョブパーク等が作成するリーフレット等の配布	継続して取り組むなかで、ニーズや課題に応じた情報提供に努める。	A		
			50-1	厚生労働省「ファミリー・フレンドリー企業」・京都府「京の子育て応援企業」奨励のための周知・啓発	企業等における両立支援の取組の促進を目的とし、厚生労働省「ファミリー・フレンドリー企業」及び京都府「京の子育て応援企業」奨励のための周知・啓発を行う	人権推進課	B	厚生労働省及び京都府が作成したリーフレット等の配架。	企業に向けた周知・啓発を行う。	B	⑤事業の効果が男女それぞれに及ぶことができた。
		50-2	厚生労働省「ファミリー・フレンドリー企業」・京都府「京の子育て応援企業」奨励のための周知・啓発	京都労働局及び京都ジョブパーク等が作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。	観光商工課	A	京都労働局及び京都ジョブパーク等が作成するリーフレット等の配布	継続して取り組むなかで、ニーズや課題に応じた情報提供に努める。	A		

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・配慮した点	
							評価			評価	理由
②仕事と子育て・介護の両立支援			51-1	ワーク・ライフ・バランス実現のための周知・啓発	企業等における両立支援の取組の促進を目的とし、ワーク・ライフ・バランス実現のための周知・啓発を行う	人権推進課	B	厚生労働省及び京都府が作成したリーフレット等の配架。	企業に向けた周知・啓発を行う。	B	⑤事業の効果が男女それぞれに及ぶことができた。
			51-2	ワーク・ライフ・バランス実現のための周知・啓発	京都労働局及び京都ジョブパーク等が作成するリーフレット等を配布することにより、情報の提供を行う。	観光商工課	A	京都労働局及び京都ジョブパーク等が作成するリーフレット等の配布	継続して取り組むなかで、ニーズや課題に応じた情報提供に努める。	A	
	(41)			再就職準備セミナーの開催(再掲)	働く女性への情報提供・相談実務の充実を目的とし、就業支援講座を開催する。	人権推進課	A	木津川市管内の労働市場の状況について、働くための身近な法律、ビジネスマナー、面接トレーニング、マイク等の就業支援講座を開催。 講座受講後に、就職活動状況アンケートを実施し、就職活動・就職決定の把握をした。 託児を設け、子育て女性が受講しやすい体制としている。	今後も女性への就労支援として就業支援講座を開催する。	A	①事業開催時には、男女別に参加人数を掌握した。 ②女性の就業支援事業に女性が参加した。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤男女共同参画に対する理解を深めることができた。
			52	多様な就労形態等のニーズに対応できる保育サービス制度の周知	保育サービス制度の周知を徹底し、その活用を促し、女性の社会参加に結びつける。	子育て支援課	A	通常保育、一時預かり等について、ホームページやチラシ、子育てガイドブックなどにより周知を図った。	現取組のさらなる推進	A	④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容となっている。
			53	多様な就労形態等のニーズに対応できる介護サービス制度の周知	人口構造の激変、家族構成の変容、病気構造の変化、女性の職場進出、家族の介護力の弱体化、医療保険の財政危機などが、「介護疲れによる高齢者虐待」・「老老介護」・「介護離職」などの社会問題を生み出した。これらを背景に「介護休業制度の法制化」(h11.4)や「介護保険法の施行」(h12.4)による在宅介護のための環境整備がなされてきた。	高齢介護課	A	○3年を1期として「介護保険事業計画」を策定し、介護保険事業の実施(要介護認定、保険給付、第1号被保険者の保険料の賦課・徴収等)、介護サービスの基盤整備、費用の負担を行う。	○環境整備はなされてきたが、多様な就労形態等のニーズに対応できる介護サービスの充実までには及んでいないのが現状。また、ケアプランについては就労支援のために介護サービスを充実させるのではなく、要介護者(要支援者)の自立を支援するために介護サービスがあると考えるべきである。○介護給付適正化への取り組み。○介護保険法令どおり(方向性の理由については、介護保険制度のため)	A	
			54-1	男性対象の料理教室等の開催	家庭における男女共同参画の促進を目的とし、男性対象の料理教室を開催する。	人権推進課	A	男性対象の料理教室を開催し、家庭における男女共同参画の意識と能力の向上を高める。	男性の意識と能力の向上を支援するための講座を、今後も引き続き開催する。	A	①男性対象者を把握した。 ③男性が参加しやすいように休日に開催した。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤事業の効果が男女それぞれに及ぶことができた
			54-2	男性対象の料理教室等の開催	男性の調理技術を向上させ、自立した食生活ができる男性を増やすことを目的としている。内容:調理実習・正しい食生活についての講話	健康推進課	A	木津支部1回実施:参加者15人	男性が調理したいと思うものを講習会の献立に取り入れ、調理を身近に感じ、自宅でも実践できるよう意識づけたい。	A	①事業の対象となる人や現状を男女別に把握した
			55	父親教室の開催	乳幼児期の子育て親子が気軽に集い、親子のふれあい交流を通じながら楽しい集う「つどいの広場」において、父親の参加型イベントを開催し、父親の育児支援を行う。	子育て支援課	A	わくわく広場:年1回パパマイベントの実施、6月から12月まで「おとうさんもいつしょ」の実施 かるがも広場:毎月「パパと一緒に遊ぼう」の実施	つどいの広場における父親の育児支援は一定の成果はあったが、子育て支援センターなどの他の機関においても父親の育児参加を啓発し、さらなる“イクメン”支援を行う。父親の積極的な育児参加により、男女共同参画社会の実現を目指す。	A	①事業ごとに地域別、男女別など利用実態の把握に努めた。 ③父親参加イベントを実施するなど、父親・母親の育児関心を高めた。 ⑤父親も母親も気軽に参加できる事業の実施に努めた。

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた 課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・ 配慮した点	
							評価			評価	理由
		④男女の さまざまな 地域活動 の支援・リ フレッシュ 事業の推 進	56-1	地域活動の支援・リフレッシュ事 業(健康づくり・趣味教養講座等) の推進	男女の地域活動の支援・リフレッシュ事 業の推進	人権推進課	A	リフレッシュエクササイズ講座、ヘル シーおいしい簡単レシピ講座やパソコン 入門、又、親子クッキングなど様々な講 座を開催している。	男性・女性がともに参加しやすい事業 の実施を図るとともに、特に、男性参加 者が少ないため、パソコン入門講座など 男性が積極的に参加しやすい講座の 設定をしていくことで、地域活動への支 援をする。	A	①事業開催時には、男女別に参加人数 を掌握した。 ②事業に男女双方が参加した。 ③事業に応じて男性、女性が参加しや すいように配慮した。 ④事業の方向性として、男女共同参画 に配慮した。 ⑤事業の効果が男女それぞれに及ぶこ とができた。
			56-2	地域活動の支援・リフレッシュ事 業(健康づくり・趣味教養講座等) の推進	市民の生涯学習への取り組みを推進 するため、各種講座を開催する。	社会教育課	A	概ね予定どおり開催した	講座内容の充実	B	
			56-3	地域活動の支援・リフレッシュ事 業(健康づくり・趣味教養講座等) の推進		関係各課					
基本目標Ⅲ ・男女共同参画による地域社会づくり	(1)政策・ 方針決定過程への 女性の参 画促進	①市政に おける政 策・方針決 定過程への 女性の 参画促進	57-1	各委員会・審議会における女性 委員ゼロの委員会・審議会の解 消	女性の意見を反映させるため、女性委 員ゼロの委員会等をなくす。	人権推進課	A	平成26年4月現在女性委員ゼロの委 員会は14委員会。 庁内LANで各課に周知し、依頼した。 目標値達成に向け、各所管課におい て、委員選考時に積極的に女性の登用 に努めるとともに、公募委員を増やすな ど調整している。	委員会の性格上、また、当て職により、 女性委員が登用されにくい委員会があ る。今後においても、周知を行う。また、 女性委員ゼロの委員会を解消するた め、委員の選出方法を見直すなど女性 が参画できるよう改善策を考えていく。	A	①委員会毎に男女別に把握した。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮す る内容であった。
			57-2	各委員会・審議会における女性 委員ゼロの委員会・審議会の解 消	[選挙管理委員会] 公平・公正な選挙 の執行 [情報公開・個人情報保護審査会] 個 人情報保護制度の適正かつ円滑な運 営 [交通安全対策協議会] 市内における 交通安全対策の促進	総務課	B	[選挙管理委員会] 男性4名 女性0 名 女性登用率 0% [情報公開・個人情報保護審査会] 男 性3名 女性2名 女性登用率40. 0% [交通安全対策協議会] 男性14名 女性34名 女性登用率70. 8%	[選挙管理委員会] 現状では、補充員2名のうち女性1名 の登用に留まっている。 選挙管理委員会は、地方自治法第1 82条第1項の規定により議会の選挙に おいて選任される。	B	[交通安全対策協議会] 総会(年1回)や街頭啓発活動を通じて 交通安全対策の推進に努めることができ た。本協議会は、女性の占める割合 が高く、該当啓発活動において特に活 躍が目立った。
		57-3	各委員会・審議会における女性 委員ゼロの委員会・審議会の解 消	①監査委員:市の財務に関する事務の 執行及び経営に係る事業の管理を監視 する機関である。 ②公平委員会:市の職員の勤務条件に 関する措置の要求及び職員に対する不 利益処分を審査し、必要な装置を講じ る機関である。 ③固定資産評価審査委員会:市の固定 資産の価格に関する納税者の不服に ついて、中立的・専門的立場から審査 決定する機関である。	行政委員会	C		各機関の委員は、法令により議会の 同意を得て市長が選任する。 各機関の委員の任期は①②が4年、 ③が3年である。平成25年度は、各機 関とも任期期間中であったため、女性 委員の選任はされていない。後期計画 期間中に各機関の委員の任期が満了 するが、委員の再任は妨げられないた め、次期の任期において、女性委員が 選任されるかは不透明であるが、本計 画の趣旨を鑑み、女性委員が選任され るよう配慮する。			
		58-1	各委員会・審議会における女性 委員の登用率を平成26年度 (2014年度)までに35%を目標と する計画的な推進	女性の意見を反映させるため女性委員 登用率を35%を目標とする	人権推進課	A	平成26年4月現在女性登用率は、2 6. 8%。 庁内LANで各課に周知し、依頼した。 目標値達成に向け、各所管課におい て、委員選考時に積極的に女性の登用 に努めるとともに、公募委員を増やすな ど調整している。	委員会の性格上、また、当て職により、 女性委員が登用されにくい委員会があ る。今後においても、周知を行う。また、 女性委員の登用の推進について、委員 の選出方法を見直すなど女性が参画で きるよう改善策を考えていく。	A	①委員会毎に男女別に把握した。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮す る内容であった。	

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・配慮した点	
							評価			評価	理由
			58-2	各委員会・審議会における女性委員の登用率を平成26年度(2014年度)までに35%を目標とする計画的な推進	[選挙管理委員会] 公平・公正な選挙の執行 [情報公開・個人情報保護審査会] 個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営 [交通安全対策協議会] 市内における交通安全対策の促進	総務課	B	[選挙管理委員会] 男性4名 女性0名 女性登用率 0% [情報公開・個人情報保護審査会] 男性3名 女性2名 女性登用率40. 0% [交通安全対策協議会] 男性14名 女性34名 女性登用率70. 8%	[選挙管理委員会] 現状では、補充員2名のうち女性1名の登用に留まっている。 選挙管理委員会は、地方自治法第182条第1項の規定により議会の選挙において選任される。	B	
			58-3	各委員会・審議会における女性委員の登用率を平成26年度(2014年度)までに35%を目標とする計画的な推進	①監査委員:市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監視する機関である。 ②公平委員会:市の職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、必要な装置を講じる機関である。 ③固定資産評価審査委員会:市の固定資産の価格に関する納税者の不服について、中立的・専門的立場から審査決定する機関である。	行政委員会	C		各機関の委員は、法令により議会の同意を得て市長が選任する。 各機関の委員の任期は①②が4年、③が3年である。平成25年度は、各機関とも任期期間中であったため、女性委員の選任はされていない。後期計画期間中に各機関の委員の任期が満了するが、委員の再任は妨げられないため、次期の任期において、女性委員が選任されるかは不透明であるが、本計画の趣旨を鑑み、女性委員が選任されるよう配慮する。		
		59-1	各委員会・審議会における委員公募制の導入の促進	各委員会・審議会における男女構成比の均衡の確保のため、女性が参画しやすいよう委員公募制導入を検討する	人権推進課	C	委員公募制導入については、総合計画においても、市の審議会等における市民・市民代表の割合について、現状値を上回る数値になるよう、目標値を設定しているおり、女性も参画しやすい状況としていくようしている。	委員公募制導入を増やしていくには、選出方法の見直しが必要になる。女性が参画しやすい状況としていくため、今後も委員公募制導入を促進していく。	C		
		59-2	各委員会・審議会における委員公募制の導入の促進	[選挙管理委員会] 公平・公正な選挙の執行 [情報公開・個人情報保護審査会] 個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営 [交通安全対策協議会] 市内における交通安全対策の促進	総務課	C	[選挙管理委員会]H23.6.28再任(地方自治法第182条第1項) [情報公開・個人情報保護審査会]任期:H25.4.1～H27.3.31 任期満了(H25.3.31)に伴い5名中4人を再任、1名を市内有識者として選任 [交通安全対策協議会] 警察関連団体や老人クラブ、PTAからの宛て職として就任	情報公開・個人情報保護審査会委員5名のうち4名は市内有識者としているが、個人情報の開示・不開示という高度な判断が求められることから情報公開・個人情報保護に関し相当の知識と経験を有する者を選任する必要がある。	D		
		59-3	各委員会・審議会における委員公募制の導入の促進	①監査委員:市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監視する機関である。 ②公平委員会:市の職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、必要な装置を講じる機関である。 ③固定資産評価審査委員会:市の固定資産の価格に関する納税者の不服について、中立的・専門的立場から審査決定する機関である。	行政委員会	C		各機関の委員は、関係法令により、それぞれの機関の目的に応じた「見識を有する者」と定義されており、選任方法は「議会の同意を得て市長が選任する」とされているため、公募制による委員選任がなじむか他の地方公共団体の事例等を参考に検討する必要がある。			
		(12)	各委員会・審議会における委員の男女構成比の状況に関する定期的な調査の実施(再掲)	男女共同参画社会の実現に向け、各委員会・審議会における委員の男女構成比の状況に関する定期的な調査を実施する	人権推進課	A	各委員会・審議会における男女構成比の調査については、今後も毎年実施する。	①事業の対象となる人や現状を男女別に把握した。 ②男女双方の意見を聞いた。 ⑤事業の効果が男女それぞれに及ぶことができた。	A		

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた 課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・ 配慮した点	
							評価			評価	理由
(2) 地域社会における男女共同参画の促進	①男女共同参画を進めるための市民の活力の促進		60	男女共同参画人材リストの作成及び提供	各委員会・審議会における男女構成比の均衡の確保を目的とし、男女共同参画人材リストの作成及び提供をする	人権推進課	A	男女共同参画人材リストを作成し、リスト内から審議会委員や講座講師を選出。広報で人材リストへの登録を周知した。平成24年度にリストを整理し、平成26年4月現在75人のリスト登録者がある。活用について、庁内LANで周知し、講座の講師や託児などに活用している。	人材リスト登録について、広報やHPで周知していく。定期的な人材リストの整理が必要である。引き続き、活用について、庁内LANで周知していく。	A	①男女別に掌握した。 ②男女双方の意見を聞いた。 ③男女双方にとって利用しやすいようにした。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤事業の効果が男女それぞれに及ぶことができた。
			61	市の女性職員の管理職への登用促進	女性職員の管理職への登用促進を行い、男女共同参画社会の実現を目指す。	人事秘書課	B	平成25年3月31日2名の退職により25名から23名に減員しているものの、人事異動により、4名昇任。	引き続き登用促進を行う。	B	
	②市政への市民参画の促進	62		市ホームページの市長への意見・パブリックコメント制度等の活用普及	市ホームページに、市民等が市政に対する意見等を送ることができる「市へのご意見」を設置し、行政と市民をつなぐツールの1つとして活用している。また、木津川市パブリックコメント手続条例に基づき、条例や計画など市政の重要な方針決定に際して広く市民等に案に対する意見提出の機会を設け、市民参加型の公平公正で開かれた市政の実現を目指している。	学研企画課	A	【市へのご意見】81件のメールを受信し、回答を作成後、返信。 【パブリックコメント】募集案件 7件	【市へのご意見】市への意見を受け付けるシステムについては、継続して実施していく予定。 【パブリックコメント】引き続き、条例に基づき実施。	B	⑤性差が生じない事業である。
	①男女共同参画を進めるための市民の活力の促進	(18)-1		地域・団体・PTA等に対する学習機会の提供・啓発(再掲)	地域における男女平等意識の醸成を目的とし、地域や各団体等において、学習機会を提供、啓発する。	人権推進課	C	実施できなかった。	地域や各団体等において学習できる体制づくりを行う。	C	
		(18)-2		地域・団体・PTA等に対する学習機会の提供・啓発(再掲)	該当事業なし	社会教育課					
	63-1			市民団体等との協働による事業の実施及びネットワークづくりの推進	男女共同参画を進めるための市民の活力の促進を目的とし、市民団体との協働による事業の実施及びネットワークづくりを推進する	人権推進課	A	キラリさわやかフェスタ実行委員会を設立し、毎年「男女共同参画キラリさわやかフェスタ」を開催。フェスタへの集客数も年々増加している。平成25年度の参加者数は、730名。	今後も実行委員会が中心となって進めしていく。 男性のフェスタへの参画団体が少ないため、男性の参画の増に努める。	A	①事業対象者を、男女別に掌握した。 ②事業の企画、立案、実施の際、男女双方の意見を聞いた。 ③男女双方にとって参加しやすいようにした。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤男女共同参画に対する理解を深めることができた。
		63-2		市民団体等との協働による事業の実施及びネットワークづくりの推進		関係各課					
	64-1			地域おこし・まちづくり・観光分野における女性の参画支援・人材育成支援	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様性地域連携促進法)に基づく協議会。地域連携保全活動計画の作成に関する協議を行い、計画対象地 学研木津北地区「里山の維持再生ゾーン」での里山保全活動を各市民団体等と共に実施していく。	学研企画課	A	木津川市地域連携保全活動協議会を設置し、協議会を3回、ワークショップ3回、また、現地の生息・植生・植物等の調査を実施した。 なお、委員については、2人の女性委員に参画いただいた。	平成25年度末に策定した木津川市地域連携保全活動計画に基づく里地里山保全活動の推進にあたり、イベント時等で各団体を通して、女性の参加も促していく。	A	②

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・配慮した点	
							評価			評価	理由
②男女共同参画を進めるための場の提供	②男女共同参画を進めるための場の提供	64-2	地域おこし・まちづくり・観光分野における女性の参画支援・人材育成支援	観光振興事業のうち、木津川アートは、現代アートを活用したまちづくり事業。市内外の交流人口の増加、また市の魅力を発信するきっかけづくりとして実施。平成25年度は、木津川アート2014に向けたイベント等を開催。	観光商工課	A	木津川アート2014イベントでは、総合プロデューサー1人に女性を登用した。また運営スタッフ及び市民ボランティアの約7割を女性スタッフが占めている。	多様な人材が参加・参画しやすい環境づくりに努め、事業内容や目的に応じた人材の登用を目指していく。	A	②スタッフ会議は、自由参加の場になっており男女双方が参加しやすい環境である。	
		64-3	地域おこし・まちづくり・観光分野における女性の参画支援・人材育成支援		関係各課						
	②男女共同参画を進めるための場の提供	65	「木津川市共同参画会員(仮称)」制度の創設	男女共同参画を進めるための市民の活力の促進のため「木津川市共同参画会員(仮称)」制度を創設する	人権推進課	C	実施できなかった。	創設に向けて実施方法を考える。	C		
		66	男女共同参画推進のための拠点(女性センター)の活用	男女共同参画を進めるための場の提供を目的として女性センターを活用する	人権推進課	A	女性センターを拠点として男女共同参画を推進した。	今後においても、女性センターを拠点とした男女共同参画の推進に努める。広報やHPを活用し、女性センター施設の周知を図る。女性センターは、立地面で活用しにくい点がある。	A	①事業実施の際、男女別に把握した。 ②事業の際、男女双方が参加した。 ③事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ④目的に応じて、男女が利用しやすいように配慮した。 ⑤事業の効果が、男女それぞれに及ぶことができた。	
		(11)	男女共同参画に関する情報の収集及び提供(再掲)	男女共同参画に関する情報を取り寄せ、市民等にも提供する。	人権推進課	A	男女共同参画に関する図書及び京都府等の資料を配架及び配付した	提供方法について工夫する。今後も引き続き取り組む。	A	③男女双方にとって利用しやすいように配慮した ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。	
	③男女で取り組む地域活動の促進	67-1	ボランティア活動に関する支援や情報提供及びボランティアコーディネーターの育成	木津川市のホームページに「内閣府NPOホームページ」のリンクを貼り付けることで、協働に関するセミナーや交流会の開催情報を提供し、ボランティア活動等の推進を図る。	学研企画課	A	ホームページに「京都府NPO協働ポータルサイト」のリンクを貼り付け、協働に関するセミナーや交流会の開催情報を提供した。	引き続き、事業を継続する。	B	⑤性差が生じない事業である。	
		67-2	ボランティア活動に関する支援や情報提供及びボランティアコーディネーターの育成	ボランティア研修会の開催や、情報誌の発行等を行い、また、ボランティア団体との連携を図る。地域のニーズに密着したボランティア活動を基本として、活動の横のつながりを強化すると共に、社会福祉協議会等と協働して、ボランティア活動の推進に努め、社会福祉の向上を目指す。	社会福祉課	A	ボランティア連絡協議会の開催。広報誌の発行年間12回。年1回のボランティアガイド作成。ボランティアセンターの設置。配食サービス等。ボランティア登録情報をデータベース化して、情報を一元化することにより、ボランティアコーディネイトの強化を図った。アボランティア保険の事業加入。また、ボランティアセンター講演会等研修会の開催。	ボランティア同士の研修会や交流会を開催し、社会福祉の向上を図り、今後も継続的にボランティア活動への支援を行う。	A	②⑤講習会開催等、男女を意識するとのないように募集し、参加者においても両方からの興味を得られた。	
		67-3	ボランティア活動に関する支援や情報提供及びボランティアコーディネーターの育成		関係各課						

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・配慮した点							
							評価			評価	理由						
(1)生涯を通じた心身の健康づくり	①男女の性をともに理解し、尊重しあう意識を育む啓発活動の推進	68-1	NPOに関する活動支援や情報提供等の支援	京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金を活用し、NPOの活動の立ち上げ期や拡充段階において、財政支援等を実施することで、多くのNPOが自主的に継続してまちづくりに取り組むことを目的とする。	学研企画課	A	京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金の相談・申請業務を実施した。(平成25年度助成団体数:14団体)	引き続き、事業を継続する。京都府地域力再生プロジェクト支援事業が終了した場合に、どのように活動団体を支援していくかが課題である。	A	②男女双方が交付金を活用した。							
		69-1	団塊世代や高齢者の地域活動への参加促進	該当事業なし	社会福祉課												
		69-2	団塊世代や高齢者の地域活動への参加促進	高齢者が知識や教養を高めることは、高齢者自身の生きがいづくりのひとつになっていることから、社会教育を中心に実施している老人大学などを中心に、高齢者の生きがいづくりの向上と社会参加の意欲を高める取り組みを進めている。 また、団塊の世代の離職により、シルバー人材センターの果たす役割は非常に重要なものになってきている。市としてもシルバー人材センターへの助成を通じて、就業範囲の拡充、就業機会の開拓を目指し、高齢者の能力活用をはかっている。 老人クラブについても魅力のある組織とするため、現在行っている諸活動の活性化に努め、高齢者自らが主体的に参加する長寿社会の中核的な担い手となるように、その活動を支援している。	高齢介護課	A	■シルバー人材センター補助金 高齢者が長年にわたって培ってきた知識・経験を生かすことができる就業の機会や場の提供を図るため、木津川市シルバー人材センターが行う事業の経費の一部について補助金の交付を行った。 シルバー人材センター事業補助金 21,354,000円、京都府シルバー人材センター連合会負担金 50,000円、全国シルバー人材センター事業協会負担金 50,000円 ■老人クラブ 高齢者の生きがいと健康づくりのため、各老人クラブ連合会に対して補助金の交付を行った。1連合会、99老人クラブが対象。 支出内訳は、木津町老人クラブ連合会 2,910,544円、加茂町老人クラブ連合会 2,080,120円、山城町老人クラブ連合会 1,260,632円。	今後も事業を進めていく予定です。	A								
		69-3	団塊世代や高齢者の地域活動への参加促進	該当事業なし	関係各課												
		70	女性消防団員の活動の充実	火災予防、啓発活動の実施。	危機管理課	A	木の津まつりや、イオン高の原等で、火災予防啓発を実施。 相楽中部消防本部との共同啓発事業への参加。	新入団員の確保が課題。	B	②消防署職員及び、消防団員との合同での啓発活動。							
		71	男女のニーズに対応した地域防災計画の推進	木津川市における防災対策の大綱として計画を策定する。 地域防災計画を定め、風水害、震災等の災害に備え、災害時の被害を最小限に止めるよう努める。避難所用品、備蓄食糧等の確保に努める。	危機管理課	A	地域防災会議での女性委員の増員を進める。 避難所用品(プライバシーテント、生理用品の一部購入)、備蓄食糧等の確保。	備蓄する物品や、避難所生活等、配慮していく。	B	①多岐に及ぶ為、生活用品は流通在庫で対応。 ③委員については、性別の制限はありません。 ④多岐に及ぶ為、生活用品は流通在庫で対応。 ⑤事業所との協定の中で、流通在庫の確保をしています。							
基本目標IV	(1)生涯を通じた心身の健康づくり	①男女の性をともに理解し、尊重しあう意識を育む啓発活動の推進	72	「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識向上のための周知・啓発	男女の性を共に理解し、尊重しあう意識を育てる啓発活動の推進を目的とし、「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識向上のための周知・啓発を行う	人権推進課	C	実施できなかった。	周知・啓発をおこなう。	C							

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・配慮した点		
							評価			評価	理由	
・健康づくりの推進と福祉の充実	①児童に対する性的虐待、セクシャル・ハラスメント、DV等性に関する人権侵害を防止するための情報提供・学習機会の充実	73-1	児童に対する性的虐待、セクシャル・ハラスメント、DV等性に関する人権侵害を防止するための情報提供・学習機会の充実	男女の性をともに理解し、尊重しあう意識を育てる啓発活動の推進を目的とし、児童に対する性的虐待、セクシャル・ハラスメント、DVなど性に関する人権侵害を防止するための情報提供・学習機会を充実する	人権推進課	A	市内中学校において、デートDV防止授業を実施し、学習の機会を提供した。	今後においても性に関する人権侵害を防止するための啓発活動を行う。	A	①事業開催時には、男女別に参加人数を掌握した。 ②事業に男女双方が参加した。 ③男女が参加しやすいように配慮した。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤男女共同参画に対する理解を深めることができた。		
										B	③男女別に分けて、性教育の授業を行った。	
		②HIV／エイズ、性感感染症、薬物乱用対策等の推進	74-1	HIV／エイズ、性感感染症、薬物乱用対策等の予防啓発事業の実施	保健衛生普及事業の一環として教育委員会・市立中学校と連携し、エイズ予防のための啓発事業を実施した。	国保医療課	A	保健衛生普及事業の一環として教育委員会・市立中学校と連携し、エイズ予防のための中学生向けパンフレットを配布して学習会を実施した。	事業の企画・立案の際、生徒の事前学習が必要である。	A	⑤男女生徒がそれぞれの性を自覚し、互いを尊重する意義を理解できた	
										B	③男女別に分けて、性教育の授業を行った。	
			74-2	HIV／エイズ、性感感染症、薬物乱用対策等の予防啓発事業の実施	該当事業なし	健康推進課						
			74-3	HIV／エイズ、性感感染症、薬物乱用対策等の予防啓発事業の実施	エイズ等の性感感染症の恐ろしさを認識させると共にコンドーム等による予防の啓発を図る。	学校教育課	B	思春期の児童・生徒には発達段階に応じて紙芝居・イラスト等の資料を用いて、エイズを含めた性教育を行った。また、中学校では薬物乱用防止に関する教育を実施した。	今後も同様に取り組んでいく。	B	③男女別に分けて、性教育の授業を行った。	
			75	妊娠出産を迎える女性への健康支援と男女を対象とした健康講座の開催	妊娠生活に対する不安の軽減や出産・育児に向けての準備として情報提供を図るとともに、父親の育児参加、夫婦で協力して出産育児を迎える姿勢づくりを行う。また、妊婦同士の妊娠中からの仲間づくりを目的としている。 1回目：歯科検診 2回目：妊娠中の食事、妊娠中の過ごし方、安産のための補助動作 4回目：マタニティヨガ 3回目：沐浴実習と赤ちゃんの発達保育の講話	健康推進課	A	実施回数：計16回（1回目：4回、2回目：4回、3回目：5回、4回目：3回） 参加人数：延べ158名	3回目の土曜日開催の父親の参加数は安定している。1回目・2回目・4回目について、妊婦の家族にも参加していただけるよう、広報していく。内容の充実として、かねてから要望の多いマタニティヨガを平成25年度より新設し、3回目に統一して参加者数が多くなった。 午前・午後の枠を設けているが、それだけで参加人数にばらつきがある。妊婦同士の仲間づくりという目的から、より参加しやすく、より多くの妊婦に集まつてもらえるよう、実施時間帯を検討していく。	A	③H22年度から、3回目を土曜日に年2回実施することで、受講者数の増加につながった。H25年度からは年3回の実施となり、定員を超えての希望があった。土曜日実施分については夫婦での参加も多数あり、父親の参加の増加にもつながっている。 ⑤妊婦体験スーツを用いた妊婦体験を父親にしてもらうことで、妊娠生活の大変さや体の変化を妊婦と共有していただくことができ、妊娠中からのサポートの必要性を理解していただくことができた。妊婦自身からも好評をいただいている。	
	④男女のライフステージに応じた健康支援の充実	76-1	男女それぞれの年代に応じた健康教育、食育指導、相談指導の充実	生活習慣の予防及び要介護状態になることの予防、その健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行い、市民の健康の保持・増進に資することを目的とし、本事業を実施している。	健康推進課 ①	A	健康相談：119回/年 延べ4937名、健康教育：92回/年 延べ6973名が参加した	健診会場等で個別相談を実施することで相談しやすい環境整備ができる。今後も疾患や年齢等の個人のニーズに合った相談方法を検討していく。	A			

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・配慮した点	
							評価			評価	理由
(2)子育て支援の充実	①多様な保育サービスの充実	男女それぞれの年代に応じた健康新規開拓	76-2	男女それぞれの年代に応じた健康新規開拓	目的:正しい食生活の知識を身につける 内容: A:学童期における食育「親と子の料理教室」「ままあず教室」で講話 B:乳幼児期における食育として乳幼児相談・健診で指導相談	健康推進課 ②	A	A:親子料理年2回実施のべ22人 B:乳幼児相談(個別対応) 978人／126回 乳幼児健診(集団指導) 1468人／60回	簡単で分かりやすい指導方法・媒体を検討する	A	⑤AIに関しては、調理に興味を持つ児童を増やすことができた。
			76-3	男女それぞれの年代に応じた健康新規開拓	健康教育、食育指導等を通じ、心身の健康づくりを目的とする。	学校教育課	B	成長発達段階にある児童生徒に対し、栄養教諭を中心として「食育」の推進や健康保持、正しい生活習慣を身につけるなど保護者へ指導を行うなど啓蒙活動を実施した。	今後も同様に取り組んでいく。	B	②男女双方が参加した。 ⑤効果が男女それぞれに及ぶことができた
			77	中高年のための生活習慣病等対策・健康づくりの推進	メタボリックシンドロームの改善を目的として、個人指導と集団指導(実技指導を含む)を組み合わせて実施	健康推進課	A	指導数: 131 人／年 個人指導:面接・電話・メール等を組み合わせ隨時担当者が行うため人数は不明 集団指導:14回／年 延べ46人が参加	わかりやすい指導を心がけ、生活習慣の改善と継続を意識づけるようにする	A	①②③⑤性別に関係なくメタボリックシンドロームになる。生活様式の違いに対応した個人指導をし継続して生活習慣の改善が出来る工夫をした。
			78	性差に応じた的確な医療・検診等の推進	我が国の死因順位の1位はがんであり、食生活の欧風化やライフスタイルの多様化によりがんの種類も多様化しているため、その予防対策が公衆衛生上の大きな課題となっている。検診の実施により早期発見することで健康の保持増進を図ることを目的としている。 毎年4月5月に、木津川市の住民(年齢は検診項目により異なる)を対象に集団検診(子宮がん・乳がんは個別検診)として実施している。 検診項目:胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、肝炎ウイルス	健康推進課	A	アスピア山城:3日間、 木津保健センター:14日間、 加茂保健センター:6日間 計23日間 延べ7526名が受診した。	受診者の利便性を考え、土曜日の集団検診日の設定と検診の一部個別化を継続する。	A	①事業の対象となる人や現状を男女別に把握した。 ②事業に男女双方が参加した。 ③仕事をしている方が参加しやすいよう土曜日に開催した。 ④事業に男女双方が参加するので、会場設定内容を考慮した。 ⑤各個人の対象の検診において男女それぞれが受診でき、がんの予防対策ができた。
		保育園等の受け入れ体制の充実	79	保育園等の受け入れ体制の充実	保育園の受け入れ体制の充実を図り、働きやすい環境を整える。	子育て支援課	A	市内保育所での保育の実施及び広域入所委託により、延べ24,804人の児童を受け入れた。	木津川市待機児童の解消対策ガイドラインにより取り組む	A	④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容となっている。
			80	多様なニーズに応じた保育サービスの充実(一時・休日・延長・病後時保育等)	延長保育・一時預かり・病後児保育の実施など、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図り、働きやすい環境を整える。	子育て支援課	A	延長保育 14園で実施 一時預かり 6園で実施 病後児保育 1か所で実施	現取組の継続	A	④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容となっている。
			81	放課後児童健全育成事業の充実	保護者が就労等で自宅に不在の小学校1年生から6年生までの児童を対象。放課後や週末等の子ども達の適切な遊びや生活の場を確保する。市内19か所で975名の定員で実施している。開設時間は、平日の場合、下校から午後7時まで、土曜日は午前8時から午後6時、長期休暇は午前8時から午後7時まで実施し、指導員は入会児童数に応じて配置している。	子育て支援課	A	開所時間の見直しを行い、保護者が働きやすい環境づくりを進めた。 平成25年度から入会要件を市内の児童のみならず、市外の児童であっても、保護者の勤務・通学先が市内であれば入会できるよう拡大した。		A	⑤保護者から要望がある開所時間を拡げ、保護者が働きやすい環境づくりを行った。

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・配慮した点	
							評価			評価	理由
②子育てに関する情報提供・相談体制の充実	市主催事業の際の保育ルームの開設等の拡充	82	市主催事業の際の保育ルームの開設等の拡充	多様な保育サービスの充実を目的とし、市主催事業の際の保育ルームの開設等を拡充する。	人権推進課	A	男女共同参画講座及び女性センター講座の開催時には保育ルームを開設した。	今後も子育て世代の社会参加促進とネットワークづくりのため、講座等開催時には保育ルームを開設していく。	A	①事業開催時には、男女別に参加人数を掌握した。 ②事業に男女双方が参加した。 ③男性も参加しやすいように休日に開催した。 ④事業内容が、男女共同参画に配慮する内容であった。 ⑤男女共同参画に対する理解を深めることができた。	
		83	地域子育て支援センター・つどいの広場事業等の充実	乳幼児期の子育て親子が気軽に集い、親子のふれあい交流を通して、楽しい集い場の提供に努める。また、子育てに関する悩みや相談も受けながら、子育ての不安解消を行ったり、育児サークルの育成も図る。	子育て支援課	A	子育て支援センターでは、子育て講座やキッズフェスタなど各種子育て支援事業を実施。 つどいの広場は、2か所ある「かるがもひろば」と「わくわくひろば」とともに多くの親子が集い、様々なイベント等育児サービスを提供した。	主に木津南及び中央地区街開きに伴う若い世帯の急増により、子育て親子の保育ニーズに応えられるよう各種イベントの実施や利用促進を行い、今後も子育て支援サービスの提供に努める。	A	③男性女性双方にとって利用、参加しやすいように配慮した ⑤事業の効果が男女それぞれに及ぶことができた	
	育児サポートー養成講座の開催及び育成	84-1	育児サポートー養成講座の開催及び育成	多様な保育サービスの充実を目的とし、育児サポートー養成講座を開催及び育成する	人権推進課	B	養成講座はできなかった。 講座開催時に育児サポートーによる託児を設けている。	今後も子育て支援者育成のため、取り組んでいく。	B	④事業の方向性として、男女共同参画に配慮するものであった。 ⑤事業の効果が男女それぞれに及ぶことができた。	
	育児サポートー養成講座の開催及び育成	84-2	育児サポートー養成講座の開催及び育成	街の開発に伴い若い子育て世帯が増加している状況の中、求められる様々な子育てニーズに対応したサービスの提供や育児支援ができるよう育児サポートーの養成を行う。	子育て支援課	B	支援センター、社会福祉協議会と連携し市内の育児サークルの把握に努めた。把握したサークルについては、各支援センターと社会福祉協議会、市で市民に報告できる体制を取った。	木津・加茂・山城子育て支援センターと協働しながら、育児サークル団体やサロンの把握に努め、子育て支援者の現状や問題等をつかみつつ講習会等を開催し、育児サークル等の育成を図る。	B	③男性女性双方にとって利用、参加しやすいように配慮した	
	子育てに関する児童相談事業の充実	85-1	子育てに関する児童相談事業の充実	家庭児童相談室を設置し、18歳までの子どもに関する虐待を含む、様々な相談を受けている。	子育て支援課	A	平成25年度実施状況 ①代表者会議 年2回 ②実務者会議 年4回 ③個別ケース検討会議 年65回 他、子育てに関する相談を受け付けた。	年々、相談が増加している上、複雑化しており各機関との連携が必要となっている。市が対応する虐待事案の原則は、それほど専門性が必要でない軽微なケースであるが、中度から重度の対応も多く専門性が必要となっている。	A	③気軽に相談できる体制をとった	
		85-2	子育てに関する児童相談事業の充実	就学前の幼児とその保護者に対して、子どもの発達及び保護者の育児支援を目的とする。 内容:発達検査の実施、発達相談、専門機関の紹介	健康推進課	A	発達相談の実施、延べ373件実施	現在、心理士2名で対応中。年々ケースが増加しているため、個別相談以外のフォローアップ体制の構築が課題と考える。	A		
		85-3	子育てに関する児童相談事業の充実	児童等相談しやすい状況をつくり子育てのしやすい町づくりの推進を目的とする。	学校教育課	B	年々、相談件数も増加し、カウンセリングの周知が図られている。	今後も継続して実施していく。	A	②男女双方が参加した。 ⑤効果が男女それぞれに及ぶことができた	
	子育てに関する児童相談事業の充実	85-4	子育てに関する児童相談事業の充実	H22年事業完了	子育て支援課						

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた 課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・ 配慮した点		
							評価			評価	理由	
(3)高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり	③子育てにおける男女共同参画の促進	(55)	父親教室の開催(再掲)	乳幼児期の子育て親子が気軽に集い、親子のふれあい交流を通じながら楽しい集う「つどいの広場」において、父親の参加型イベントを開催し、父親の育児支援を行う。	子育て支援課	A	わくわく広場:年1回パパママイベントの実施、6月から12月まで「おとうさんもいつしょ」の実施 かるがも広場:毎月「パパと一緒に遊ぼう」の実施		つどいの広場における父親の育児支援は一定の成果はあったが、子育て支援センターなどの他の機関においても父親の育児参加を啓発し、さらなる“イクメン”支援を行う。父親の積極的な育児参加により、男女共同参画社会の実現を目指す。	A	①事業ごとに地域別、男女別など利用実態の把握に努めた。 父親参加イベントを実施するなど、父親・母親の育児関心を高めた。 父親も母親も気軽に参加できる事業の実施に努めた。	
	④ひとり親家庭等に対する支援の充実	88-1	ひとり親家庭等に対する情報提供・相談体制の充実	母子自立支援員を設置し、各種手当や制度、就職・生活等に関する相談を受けている。	子育て支援課	A	ひとり親家庭に対する制度の説明・受付や、自立に向けた助言等を行った。		ひとり親の親が自立していくためには、仕事に就き安定した生活を図る必要がある。そのため、ハローワークや相談員と連携し繋いでいかなければならない。	A	③ひとり親家庭の親に、窓口での相談に応じている。	
	⑤児童虐待防止対策の充実	89-1	ひとり親家庭等に対する自立、就労等の各種支援事業の推進	児童扶養手当(母子・父子)高等技能訓練促進費等給付金、自立支援教育訓練給付金の支給	子育て支援課	A	児童扶養手当 平成25年度末受給資格者数 623名(内、父子家庭 22名) 高等技能訓練促進費等給付金 平成25年度受給者 6名 自立支援教育訓練給付金 平成25年度受給者 0名	離婚等による受給者が年々増加しており、自立に向けた支援が必要となっていが、安定した就労がなかなかできない現状がある。			A	③平成22年8月から児童扶養手当が父子家庭も対象として拡大されたことから、窓口での相談に応じている。また、もれのないように届出窓口との連携を図った。
	①高齢者・障害者福祉サービスの充実	90-1	要保護児童対策地域協議会の充実及び虐待防止のための周知・啓発	要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため、平成20年1月17日に木津川市要保護児童対策地域協議会を設置した。協議会は、①代表者会議②実務者会議③個別ケース検討会議で構成され、児童虐待案件等に対応している。	子育て支援課	A	平成25年度実施状況 ①代表者会議 年2回 ②実務者会議 年4回 ③個別ケース検討会議 年65回 各ケースについて、状況を把握し適切な対応に努めている。	関係機関と密に連携を取りながら要保護児童の早期発見・対応を行い進めていく。			A	③気軽に相談できる体制をとった。
	(3)高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり	91	介護サービス及び介護予防事業の充実	加齢による病気等で要介護状態となった者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護保険制度に基づき、必要な保険給付及び地域支援事業を行い、市民の保健医療の向上・福祉の増進を図ることを目的とする。	高齢介護課	A	○3年を1期として「介護保険事業計画」を策定し、介護保険事業の実施(要介護認定、保険給付、第1号被保険者の保険料の賦課・徴収等)、介護サービスの基盤整備、費用の負担を行う。 ○介護予防事業の実施	○介護給付適正化への取り組み ○介護保険法令どおり(方向性の理由については、介護保険制度のため)		A		

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・配慮した点	
							評価			評価	理由
②高齢者・障害者に関する情報提供・相談体制の充実			92	障害福祉サービスの充実	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの提供に係る支給決定	社会福祉課	A	障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、療養介護、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援AB型 相談支援給付費 高額障害福祉サービス等給付費)の提供に係る支給決定を行った。【延利用人数6,772名】	利用者のニーズに応じた支給決定を行う。	B	③基幹相談支援センターと連携し、双方が利用しやすいようニーズの把握に努めている。
			93	介護相談支援事業の推進	地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて包括支援センターが、関係機関と連携を図り対応を行っていく。また夜間・休日などの対応のため在宅介護支援センターに相談業務を一部を委託している。	高齢介護課	A	相談事業に関してはホームページに掲載。また、要介護認定を受けておられない方へは、相談窓口を記載した物を基本チェックリストと共に(7,161通)送付。	同様の取り組みを継続していく。	A	
			94	介護情報の収集・提供	介護事業者ガイドブックや一覧表を活用し、効率よく介護サービスを利用するための相談窓口の周知徹底等に取り組む。	高齢介護課	A	○「いきいき介護保険」や「よくわかる介護保険」等のパンフレットを使用し相談窓口等の紹介を行っている。 ○要介護認定を受けられた方については、効率よく介護サービスを利用していただくために、認定結果を通知する際に要介護の方には、「居宅介護支援事業者一覧表」を、要支援の方には、「地域包括支援センターの問合せ先」を個別に同封し周知している。	○今後も「居宅介護支援事業者一覧表」は最新情報の提供を行っていく。 ○介護保険法令どおり(方向性の理由については、介護保険制度のため)	A	
			95	障害者相談支援事業の推進	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行い、福祉の増進を図る。	社会福祉課	A	社会福祉法人いづみ福祉会に業務を委託し、相談支援等を必要とする障害者等及びその家族に支援を行った。	引き続き事業を継続して実施する。	B	③双方に利用しやすいよう、ニーズに応じた柔軟な対応を心掛けている。
			96	社会福祉協議会との連携による地域福祉権利擁護事業の周知・啓発	高齢者(認知症)、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方が、自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する援助等を行い、その方の権利擁護に資するとともに、誰もが自分らしく暮らすことのできる福祉のまちづくりを進めることを目的とする。	社会福祉課	A	相談や連絡調整活動の実施。また他の機関との連携による取組を行った。(施設、福祉、保健サービス提供事業所、行政などによるケースカンファレンス会議を開催)	利用が必要な方や、利用者が増員となつた場合の対応等支援しやすい体制作りが課題	A	⑤高齢者(認知症)、知的障害、精神障害等の全ての方を対象に、福祉サービスの利用に関する援助や支援を行い、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることができた。
	③介護における男女共同参画の促進		97-1	家庭介護に関する講座等の開催	介護における男女共同参画の促進を目的として家庭介護に関する講座等を開催する。	人権推進課	C	実施できなかった。	ワーク・ライフ・ケア・バランス講座の開催に努める。	C	

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた 課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・ 配慮した点	
							評価			評価	理由
④高齢者・ 障害者の 社会参画 の支援			97-2	家庭介護に関する講座等の開催	男性介護者のつどいを開催した。	高齢介護課	A	①男性介護者の体験談と介護方法の指導、②男性介護者の体験談と栄養士による食に関する指導(2回)を実施。	定期的に開催していく。	A	
			98	家族全員が介護にかかわることを促す広報啓発事業の実施	介護における男女共同参画の促進を目的として、家族全員が介護にかかわることを促す広報啓発事業の実施を行う	人権推進課	C	実施できなかった。	今後、広報啓発事業を実施する。	C	
	(69)-1	団塊世代や高齢者の地域活動への参加促進(再掲)	該当事業なし	該当事業なし	社会福祉課						
		(69)-2	団塊世代や高齢者の地域活動への参加促進(再掲)	高齢者が知識や教養を高めることは、高齢者自身の生きがいづくりのひとつとなっていることから、社会教育を中心に実施している老人大学などを中心に、高齢者の生きがいづくりの向上と社会参加の意欲を高める取り組みを進めている。また、団塊の世代の離職により、シルバー人材センターの果たす役割は非常に重要なものになってきている。市としてもシルバー人材センターへの助成を通じて、就業範囲の拡充、就業機会の開拓を目指し、高齢者の能力活用をはかっている。老人クラブについても魅力のある組織とするため、現在行っている諸活動の活性化に努め、高齢者自らが主体的に参加する長寿社会の中核的な担い手となるように、その活動を支援している。	高齢介護課	A	■シルバー人材センター補助金 高齢者が長年にわたって培ってきた知識・経験を生かすことができる就業の機会や場の提供を図るため、木津川市シルバー人材センターが行う事業の経費の一部について補助金の交付を行った。 シルバー人材センター事業補助金 21,354,000円、京都府シルバー人材センター連合会負担金 50,000円、全国シルバー人材センター事業協会負担金 50,000円 ■老人クラブ 高齢者の生きがいと健康づくりのため、各老人クラブ連合会に対して補助金の交付を行った。1連合会、99老人クラブが対象。 支出内訳は、木津町老人クラブ連合会 2,910,544円、加茂町老人クラブ連合会 2,080,120円、山城町老人クラブ連合会 1,260,632円。	今後も事業を進めていく予定です。	A		
		(69)-3	団塊世代や高齢者の地域活動への参加促進(再掲)		関係各課						
		99-1	学習機会の充実・スポーツ・交流活動の支援	スポーツを通じて、体力の増強を図るとともに、障害児・者の団結と親睦を図ることを目的とする。	社会福祉課	A	平成25年11月9日に障害児・者スポーツ大会を実施。参加者73名。	平成25年度についても、市内高等学校からボランティアとして参加いただき、健常者との交流を図った。今後もスポーツを通じてさらに交流を深めていきたい。	A	②いずれの種目においても男女問わず参加いただいた。 ③男女とも参加しやすい種目である。	

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・配慮した点	
							評価			評価	理由
⑤ひとにやさしいまちづくりの推進	99-2	学習機会の充実・スポーツ・交流活動の支援	99-2	学習機会の充実・スポーツ・交流活動の支援	高齢者が知識や教養を高めることは、高齢者自身の生きがいづくりのひとつとなっていることから、社会教育を中心に実施している老人大学などを中心に、高齢者の生きがいづくりの向上と社会参加の意欲を高める取り組みを進めている。 また、団塊の世代の離職により、シルバー人材センターの果たす役割は非常に重要なものになってきている。市としてもシルバー人材センターへの助成を通じて、就業範囲の拡充、就業機会の開拓を目指し、高齢者の能力活用をはかっている。 老人クラブについても魅力のある組織とするため、現在行っている諸活動の活性化に努め、高齢者自らが主体的に参加する長寿社会の中核的な担い手となるように、その活動を支援している。また同会が組織するゲートボール大会についても高齢者の健康づくりの一環として支援している。	高齢介護課	B	■シルバー人材センター補助金 高齢者が長年にわたって培ってきた知識・経験を生かすことができる就業の機会や場の提供を図るため、木津川市シルバー人材センターが行う事業の経費の一部について補助金の交付を行った。 シルバー人材センター事業補助金 21,354,000円、京都府シルバー人材センター連合会負担金 50,000円、全国シルバー人材センター事業協会負担金 50,000円	今後も事業を進めていく予定です。	B	
	100	シルバー人材センター等の高齢者の就労支援及び就労機会の確保	100	シルバー人材センター等の高齢者の就労支援及び就労機会の確保	団塊の世代の離職等により、シルバー人材センターの果たす役割は非常に重要なものになってきている。市としてもシルバー人材センターへの助成を通じて、就業範囲の拡充、就業機会の開拓を目指し、高齢者の能力活用をはかっている。	高齢介護課	A	■シルバー人材センター補助金 高齢者が長年にわたって培ってきた知識・経験を生かすことができる就業の機会や場の提供を図るため、木津川市シルバー人材センターが行う事業の経費の一部について補助金の交付を行った。 シルバー人材センター事業補助金 21,354,000円、京都府シルバー人材センター連合会負担金 50,000円、全国シルバー人材センター事業協会負担金 50,000円	今後も事業を進めていく予定です。	A	
	101	共同作業所等の障害者の就労支援及び就労機会の確保	101	共同作業所等の障害者の就労支援及び就労機会の確保	就労支援のほか、市庁舎を利用し授産製品の販売機会の確保を行った。	社会福祉課	A	月間7日程度、市庁舎住民活動スペースを利用し、市内5施設の授産製品を販売。市ホームページにより広報・啓発を行った。	当初の製品(パン・野菜・クッキー)の他、幅広い授産製品の販売を行っており、好評を得ている。今後も様々なジャンルの製品を販売することで、製作意欲が高まり、就労の支援につなげていく。	A ③男女問わず販売に参加いただいた。	
	102	道路、公園、建物等の公共施設のバリアフリー化の推進	102	道路、公園、建物等の公共施設のバリアフリー化の推進	高齢者、身体障害者等が自立し、安定した日常生活や社会生活ができ、移動の利便性及び安全性の向上のため「交通バリアフリー法」・「ハートビル法」・「京都府社会福祉のまちづくり条例」に準拠した整備を行う。	建設課	A	公共施設の新設や改築に際し、ノーマライゼーションの社会理念に基づき関係法令を準拠した整備を進めた。	問題点:特になし 今後もこれまでと同様に継続してバリアフリー化に取り組む。	A ①障害者、健常者、高齢者、児童、男、女、お互いが特別に区別されることなく、平等に且つ安全に社会生活を共にする社会理念に基づき、関係法令に準拠した整備を行う事ができたと考えているため、評価を「1」とした。	

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた 課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・ 配慮した点	
							評価			評価	理由
			103-1	木津川市福祉のまちづくりの推進	木津川市地域福祉計画・木津川市障害者基本計画の推進	社会福祉課	A	H21策定の木津川市障害者基本計画「ささえあいプラン」を基に、誰もが安心して住み続けることができる地域の実現をめざして策定している、木津川市地域福祉計画を推進	「障害福祉サービス」「相談支援」「地域生活支援事業」について、必要なサービス見込量とその確保方策を定めるため、木津川市障害福祉計画(第3期)を策定。平成25年度よりの「障害者総合福祉法」施行後については再度内容の修正が必要。5年間の計画であるため、地域福祉計画・障害者基本計画共に平成26年度より見直しを開始し、平成27年度より新たに計画を策定する。	A	②
			103-2	木津川市福祉のまちづくりの推進	該当事業なし	都市計画課					
		(6)高齢者・障害者の虐待防止対策の充実	104-1	高齢者・障害者虐待防止体制の充実と虐待防止のための周知・啓発	障害のある方に対する個別ケースの状況を把握し、各種相談支援を提供して福祉の増進に努める	社会福祉課	A	個別検討会議等を関係機関・関係課と開催し、障害のある方の生活環境等を検討して、サービス等につなげた。	平成24年度に基幹相談支援センターを設置し、そこを中心に専門職員による困難ケースへの対応等その他の相談支援を行なう。	A	③プライバシーに関わる相談も多いことから、個人対応を基本としている。
			104-2	高齢者・障害者虐待防止体制の充実と虐待防止のための周知・啓発	地域住民に対してサロンや生きがい大学等を通じて介護予防や消費者被害、認知症に関する事について、普及啓発を地域の医師会やボランティアと共に実施した。	高齢介護課	A	地域住民に対してサロンや生きがい大学等を通じて、普及啓発活動を年間34回(1312名)実施した。	同様の取り組みを行う。	A	
	(1)国際化に対応した男女共同参画の推進	①国際的視野に立った男女共同参画の推進	105-1	国際交流事業の推進	木津川市において、幅広い国際交流の取組を進める中で、住民の国際理解・国際交流活動を促進し、国際化に対応する木津川市の創造と国際親善に寄与することを目的とする。	社会教育課	B	中学生海外派遣事業・サンタモニカ交流事業、日本語教室・日本語教授法研修、英語で世界を知ろう・国際交流イベント(日本語教授法研修、英語で世界を知ろう、世界のティータイム)を開催した。	中学生海外派遣事業・サンタモニカ交流事業、日本語教室・日本語教授法研修、英語で世界を知ろう・国際交流イベント(世界のティータイム)では男女の参加があった。全てのイベントについて、女性の参加希望者が多い為、今後は、男性も多く参加していただける工夫が必要。	A	①事業開催時には、男女別に参加人数を掌握了。 ②事業に男女双方が参加した。 ③男性も参加しやすいように休日に開催した。
			105-2	国際交流事業の推進		関係各課					
			106-1	在住外国人との交流事業の実施及び在住外国人への支援	木津川市において、幅広い国際交流の取組を進める中で、住民の国際理解・国際交流活動を促進し、国際化に対応する木津川市の創造と国際親善に寄与することを目的とする。	社会教育課	B	市内在住外国人に、日常生活で困らないよう日本語を教える日本語教室(91回)を開催した。	受講する外国人の増加を図るために、効果的な広報が必要。	B	①事業開催時には、男女別に参加人数を掌握了。 ②事業に男女双方が参加した。 ③男性も参加しやすいように休日に開催した。
			106-2	在住外国人との交流事業の実施及び在住外国人への支援	国際的視野に立った男女共同参画の推進を目的とし、在住外国人との交流事業の実施及び在住外国人への支援を行う	人権推進課	C	実施できなかった。	外国人講師を招いて交流事業を実施する。	C	
	②国際理解を深めるための学習機会の充実	107	男女平等意識醸成のための外国人人権に関する学習機会や情報の提供	国際理解を深めるための学習機会の充実を目的とし、男女平等意識醸成のための外国人人権に関する学習機会や情報の提供を行う	人権推進課	C	実施できなかった。	外国人講師を招き情報の提供や学習機会を得る。	C		
		108	男女共同参画関連の国際的な情報の収集・提供	国際理解を深めるための学習機会の充実を目的とし、男女共同参画関連の国際的な情報の収集・提供を行う	人権推進課	C	実施できなかった。	男女共同参画関連の国際的な情報の収集・提供を行う。	C		

基本目標	重点目標	施策の方向	No	具体的施策	事業内容	担当課	実施結果		後期計画の策定に向けた 課題・今後の方向性	男女共同参画の視点から工夫した点・ 配慮した点	
							評価			評価	理由
	③男女共同参画による地球環境保全に向けた取組の推進	109	環境に配慮した実践活動の推進	リサイクルを実践しようとする木津川市民が、木津川市内の環境保全やごみ減量化の推進を図る。また、ごみ減量の推進や環境保全啓発を目的にイベントを行う。	まち美化推進課	A	市主催のエコクッキング教室、木工教室や、廃棄物減量等推進員の会主催での布ぞうり講習会、エコ手芸・工作教室を多数開催。また、リサイクル研修ステーションで実施する6回目となる環境まつりを開催し、参加人数は350人。フリーマーケットは市発足後5回目の開催(出店者数39店)で、参加人数が800人。	事業の内容の充実を図り、リピーターが増加するような啓発事業を展開し、さらなる循環型社会の構築を目指す。市内のごみ減量推進をより一層行い、環境保全をより一層すすめる為、男女の区別なくともに参画するような環境を整え、市民の意識も啓発する活動を行う。しかしながら、廃棄物減量等推進員の会においては、推進員の増強のため、特に男性委員が少ないため、一層の周知活動に努めていく必要がある。	A	①事業開催時に、名簿で男女別を把握できる。 ②事業に男女双方が参加していた。 ③男性も参加しやすいように企画・広報している。 ④事業内容は男女区別なく参加できるように配慮している。 ⑤男女共同参画に対する理解を深めることができた。	
		110	環境問題についての学習機会の提供	エコクラブ参加メンバー及び市内在住の勤者が、環境学習の場を通じ、自然保護や環境保全の重要性を訴えかけ、市の環境施策等に関与できる人材を育成または発掘する中で、木津川市の環境保護の充実を図ることを目的に実施している。	まち美化推進課	A	水質調査、自然観察会、染色教室をこどもエコクラブサポーターの会と連携しながら実施した。イベント総数は27回で、延べ参加人数は640人。	こどもエコクラブの会員数が飛躍的に増えた。17団体181名(H24、19団体94名)。今後とも、こどもエコクラブサポーターの会ともども、参加しやすいような取り組みを構築していく必要がある。	A	①事業開催時に、名簿で男女別を把握できる。 ②事業に男女双方が参加していた。 ③男性も参加しやすいように企画・広報している。 ④事業内容は男女区別なく参加できるように配慮している。 ⑤男女共同参画に対する理解を深めることができた。	
	④平和についての取組の推進	111-1	非核・平和宣言都市としての取組の推進	非核・平和都市宣言実施自治体として、核兵器廃絶と世界平和を願い第二次世界大戦等に関する資料の展示等による啓発活動を行う	人事秘書課	A	平成24年8月5日(月)～8月9日(金)、木津川市役所 1階 住民活動スペースにおいて平和パネル展を実施。来場者数287人、アンケート記入者数57人	戦争の悲惨さ、愚かさなど、戦争の残した教訓を次世代に引き継ぐとともに、平和の大切さを多くの人に感じていただくべく、引き続きパネル展やDVD上映等の実施する	A		
		111-2	非核・平和宣言都市としての取組の推進	該当事業なし	管理課	C	なし。	今後、研修等があれば積極的に参加を促す。			